

週刊エフアンドパートナーズ

平成30年6月25日号



相続手続は死後3ヶ月、10ヶ月が山場？

いざ相続が始まると手続に忙殺され、あっという間に時間が経ってしまいます。いつまでに何をしなければいけないのか、大まかなタイムスケジュールを知っておきましょう。

7日

死亡届を出します

遺言書を検索します
相続財産を調べます

有効な**遺言書**があるかないかで、相続の内容や手続がまったく変わります！
公正証書遺言は、公証役場の「遺言検索」で調べてもらえます。



3ヶ月

相続方法を決めます

- ・単純承認
- ・相続放棄
- ・限定承認

相続するのはプラスの財産ばかりではありません。
借金やローン、連帯保証人としての**債務**があるかもしれません。
もし、プラスの財産よりマイナスの財産が多ければ「相続放棄」「限定承認」を家庭裁判所に申立てることができます。

4ヶ月

「準確定申告」をします

故人の所得税の確定申告です。



相続人全員で遺産の分け方について話し合い「**遺産分割協議書**」を作成します。
その内容に沿って、不動産の名義変更や預貯金払い戻しを行います。

「相続税申告」をします

10ヶ月の期限内に申告しないと各種特例が利用できなくなる場合があります。

協議が調わないときは裁判所に調停や審判を申立てることも！



(例) 配偶者控除



(例) 小規模宅地等の特例

相続手続は時間との闘いですが、以下のような生前の対策も重要です。

遺言書作成 信頼できる専門家を探して事前相談 生前贈与 不良資産の処分
相続時生産課税制度による贈与 納税資金の準備 事業承継 資産の組み換え

相続についてのご相談はF & Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して良かった点は？

川越市 はら様

色々手数をこなさる中で、安心してまかせられることご精神的にお助け頂きました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

司法書士法人
F & Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

